

各位

会 社 名 株式会社 CARTA HOLDINGS

代表者名 代表取締役 社長執行役員 宇佐美 進典

(コード番号:3688 東証プライム)

問合せ先 取締役 執行役員 CFO 永岡 英則

(TEL. 03-4577-1453)

(URL. https://cartaholdings.co.jp/)

# 支配株主等に関する事項について

当社の親会社である株式会社電通グループについて、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主 (親会社を除く。)、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(2023年12月31日現在)

	名称	属性	議決権所有割合(%)			発行する株券等が上場されている	
			直接所有分	合算対象分	計	金融商品取引所等	
	株式会社電通	親会社	53. 44	0.00	53. 44	株式会社東京証券取引所	
	グループ					プライム市場	

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

株式会社電通グループは、2023 年 12 月 31 日現在で、当社議決権のうち 53.44%を所有する親会社であります。親会社の企業グループにおいて、当社は国内のデジタル広告領域を担う会社として位置付けられております。主に、メディアやプラットフォーマーとの取引を強みに、人的サポート、プランニングからレポーティング、トレーディングデスク、各種サービス等を親会社グループの各社に提供しており、取引規模は拡大しております。また、運用型テレビ CM 事業「テレシー」においては、親会社のグループ会社を通じてテレビの広告枠を仕入れておりますが、今後も成長の見込める領域となっております。

当社は、親会社との間で、インターネット広告事業に関する緊密な提携を行うことにより企業価値を最大化することを目的として、2018 年 10 月 31 日付で資本業務提携契約を締結しております。当社は、同契約に基づき親会社との間で良好な関係を築いております。

2023 年 12 月 31 日現在における役員の兼務状況及び出向者の受入れ状況は、以下のとおりであります。当 社取締役のうち 1 名が親会社のグループ企業の取締役及び執行役員を兼職しておりますが、当該取締役は当社 の非業務執行取締役として当社の企業価値向上を図るべく業務執行を監督する立場であり、具体的な業務執行は、業務執行取締役の判断のもと自主独立した意思決定を行い、事業を運営しています。また、親会社との取引に関しては、経営支援料は業務内容を勘案し当事者間の契約により決定しており、資金取引に係る利率については市場金利を参考に、それぞれ一般取引と同様に決定しております。

当社では、親会社を含む関連当事者との取引を取締役会に報告しており、公正かつ適正な取引が行われているかモニタリングしております。このような諸施策により、事業運営上当社の親会社等からの独立性は十分に

### (役員の兼務状況)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ 企業での役職	就任理由	
取締役	北原を整	株式会社電通 執行役員 株式会社電通デジタル 取締役 株式会社電通プロモーションプ ラス 取締役	営業・企画に関する幅広い経験や知識 に基づいた有用な提言と親会社又はそ のグループ企業との協業推進を行うた め	
監査役	波多野 日出夫	株式会社電通グループ グルー プマネジメント 兼 内部監査 責任者	複数会社での内部監査の経験及び専門 性を活かし適切な監査を行うため	

## (出向者の受入れ状況)

部署名	人数	出向元の親会社等又は そのグループ企業名	出向者受入れ理由
デジタルマーケ ティング事業	6名	株式会社電通	営業面での支援、情報・ノウハウ交換 など

<sup>(</sup>注) 2023年12月31日現在の当社の従業員数は1,410名であります。

#### 3. 支配株主等との取引に関する事項

(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

種類	名称	取引内容	取引金額	科目	期末残高
1年大只			(百万円)		(百万円)
同一の親会社を 持つ会社	株式会社電通	広告売上	1, 325	売掛金	1, 195
				未払金	20
同一の親会社を	株式会社電通デジタル	広告売上	3, 102	売掛金	4, 225
持つ会社				未収入金	151
行り去仏				未払金	50

- (注)1. 上記の取引金額に消費税等は含まれておりません。また、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等 広告取引については、市場価格を参考に交渉のうえ決定しております。

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、支配株主と取引等を行う場合には、一般に公正妥当な市場価格に基づき、双方協議のうえ、合理的に決定しており、公正な取引が確保されております。また、当社は親会社を有する上場会社として、親会社との関係において、その独立性を確保するとともに、親会社と少数株主の利益が相反する重要な取引・行為に関して、少数株主の利益の利益保護を目的とした公正かつ適正な取引の実現に向けて、2021年10月19日付の取締役会において、「親会社との取引等に関する基本方針」を採択し、非常設の委員会として、親会社と少数株主の利益が相反する重要な取引・行為が生じた場合、少数株主の利益の利益保護を目的として特別委員会を組織する方針といたしました。

特別委員会は独立社外取締役のほか、①財務アドバイザーとして知見・経験を有するもの、②法務アドバイザーとして知見・経験を有するもの、③第三者算定期間、④当社が特に必要と認めるものとして独立性を有するものの中から当社が選任いたします。当社は特別委員会を組織すべき重要な取引等が生じる場合、特別委員会に対して①重要な取引等の是非について、当社の企業価値の向上に資するか否かの観点から、検討及び判断するとともに、当社の少数株主の利益保護の観点から、取引条件の妥当性及び手続の公正性について検討及び判断し、当社の取締役会に提言・報告などを行うこと。②当社取締役会における重要な取引等の決定が、当社の少数株主にとって不利益でないかについて検討し、当社取締役会に意見を述べることを委嘱することができます。

以上